

生物多様性条約と愛知目標： ポスト愛知目標(GBF)・SDGs へ

第5回メディア勉強会
コロナ後の国際動向～生物多様性とワンヘルス
2021/4/16



名古屋大学大学院環境学研究科
日本学術会議 連携会員(環境学)

香坂 玲

自己紹介（経歴）

香坂 玲 Kohsaka Ryo (静岡県生まれ)

- 1998 東京大学農学部地域経済・資源科学課程 国際開発農学専修(学士)。
- 1998-1999 中東欧地域環境センター 在職
- 1998-2000 東京大学 大学院農学生命科学研究科 農学国際専攻 修士(農学修士)
- (1999) 留学(英)イースト・アングリア大学 開発学大学院環境開発専攻(修士)
- 2004 フライブルク大学(ドイツ)環境森林学部森林経済学研究所(博士号取得)
- 2004-2006 東京大学農学生命科学研究科、中央大学 の共同研究員

- 2006-2008 **UNEP 生物多様性条約事務局勤務(農業・森林担当)**

- 2008 名古屋市立大学大学院経済学研究科 准教授 (環境マネジメント担当)
- 2008~ **COP10支援実行員会アドバイザー**, 国際連合大学客員リサーチフェロー

- 2012~2016 金沢大学人間社会環境研究科 准教授
- 2016~2019 東北大学大学院環境科学研究科 教授
- 2019~ 名古屋大学大学院環境学研究科 教授
- 2020 ~ 日本学術会議 連携会員(環境学) 25期、26期(予定)



自己紹介（実践/研究）

【国際プロジェクト】

政策インターフェース、国際政策プロセスへの関与

生物多様性条約 専門家、政府代表

IPBES 外部評価パネル委員、政府代表団

地域評価 (調整役代表執筆者 CLA)

政策支援ツールと方法論のカタログ 専門家

ISO TC 266 WG4 バイオミメティクス コンビナー

【代表を務めたプロジェクト】

・**JST・RISTEX 科学技術イノベーション政策のための科学 (2020-2023)** 農林業生産と環境保全を両立する政策の推進に向けた合意形成手法の開発と実践

・**農林水産政策科学研究委託事業 (2018-2020)** 有機農産物及び食品の生産振興の諸条件の解明：EUの分析と我が国への示唆

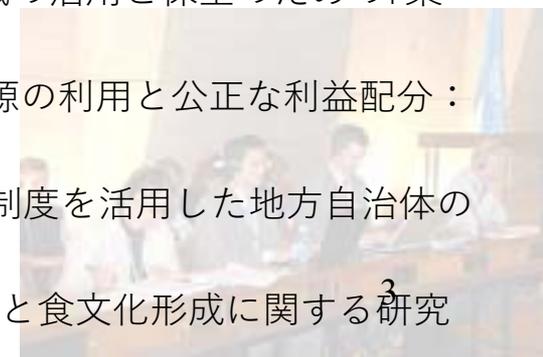
・**SATREPS (JST, JICA) (2017-2022)** コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略 (社会・政策科学班 代表)

・**トヨタ財団 (2017-2019)** 究(FS)日中韓における遺伝資源と関連する伝統的知識の活用と保全のための「東アジア・共感モデル」の構築 —伝統野菜と養蜂を題材として

・**総合地球環境学研究所 (2017-2018)** 電子情報化が進む時代の生物・遺伝資源の利用と公正な利益配分：知財・ストーリーを通じた生計向上と農業生物多様性保全

・**科研費 基盤/国際共同研究強化 (2016-2021)** 生物多様性に関わる国際認定制度を活用した地方自治体の戦略の定量的比較分析

・**科研費 挑戦的研究(萌芽) (2021-2023)** 人口・環境問題に対応した食の変容と食文化形成に関する研究





なぜ生物多様性が必要？

なぜ生物多様性が必要？

皆さんはどう思いますか？

文学・茶道・俳句

紅葉の季節のハイ
キング
ダイビング

昆虫の
コレクション

なんととっても
山の幸
海の幸

地域 にとって なぜ生物多様性が必要？

自然のダム・クーラー
土砂崩れの防止
ヒートアイランド
集中豪雨
の緩和

材料の
調達

知恵を授かる
豊かな生活感

廃棄物の循環

なぜ主流化しない

生物多様性って 分かりづらい？

CO2削減のよう
に行動がはっきり
しない

遺伝資源、絶滅危惧種、生態系
まで広すぎる

保全も経済も出てくる

会社・暮らし
に関係ありますか？

知られている種

分類群	わかっている種	予測数	既知種の割合%
ほ乳類	4000	4000	100
鳥類	9000	9100	99
魚類	19000	21000	90
植物	220,000	270,000	81
藻類	40,000	60,000	67
昆虫	800,000	6,000,000	13
細菌	3,000	30,000	10
菌類	80,000	1,500,000	5
線虫	15,000	500,000	3

Hawksworth, 1991 & 2001
Dictionary of Fungi, 2001

課題	2010年COP10での議論と示された対処	気候変動との比較
(a) 人的・技術的な資源の不足	愛知目標 技術移転・能力訓練関連の決議	共通の課題
(b) 意思決定の細分化（縦割りの弊害）	愛知目標（目標2, 17） 国家戦略、貧困緩和策	共通の課題
(c) 意識の欠如 主流化の欠如	愛知目標（特に目標1, 4, 18） 国連生物多様性の10年などの啓発活動	IPCCのノーベル賞受賞 スキャンダル等 アル・ゴア
(d) 科学的な情報へのアクセス	IPBESの設置（2012～） ミレニアム生態系評価（2005） SBSTTA改善	IPCCの存在（1988年～）
(e) 経済評価の欠如	愛知目標（特に目標19） TEEB（2008中間/2010最終報告）	スターン・レビュー 2006年公表

バイオミメティクス

生物多様性とは？

生物多様性とは？

- 「生物の多様性」とは、すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む

《陸上生態系、海洋その他の水界生態系これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかに問わない。》

(CBD条文 2条 / JBA訳)

- 生物多様性は遺伝子、種、生態系の 3つのレベルでとらえられる
- 人間にもたらす実際/潜在的な価値が議論になる



生態系サービス：人間が生態系から得る利益

供給

生態系が生産するモノ

食糧

水

燃料

繊維

化学物質

遺伝資源

調節

生態系のプロセスの制御により得られる利益

気候の制御

病気の制御

洪水の制御

無毒化

文化

生態系から得られる非物質的利益

精神性

リクリエーション

美的な利益

発想

教育

共同体としての利益

象徴性

赤字で示した項目は、生物多様性がとくに重要なサービス

支持基盤

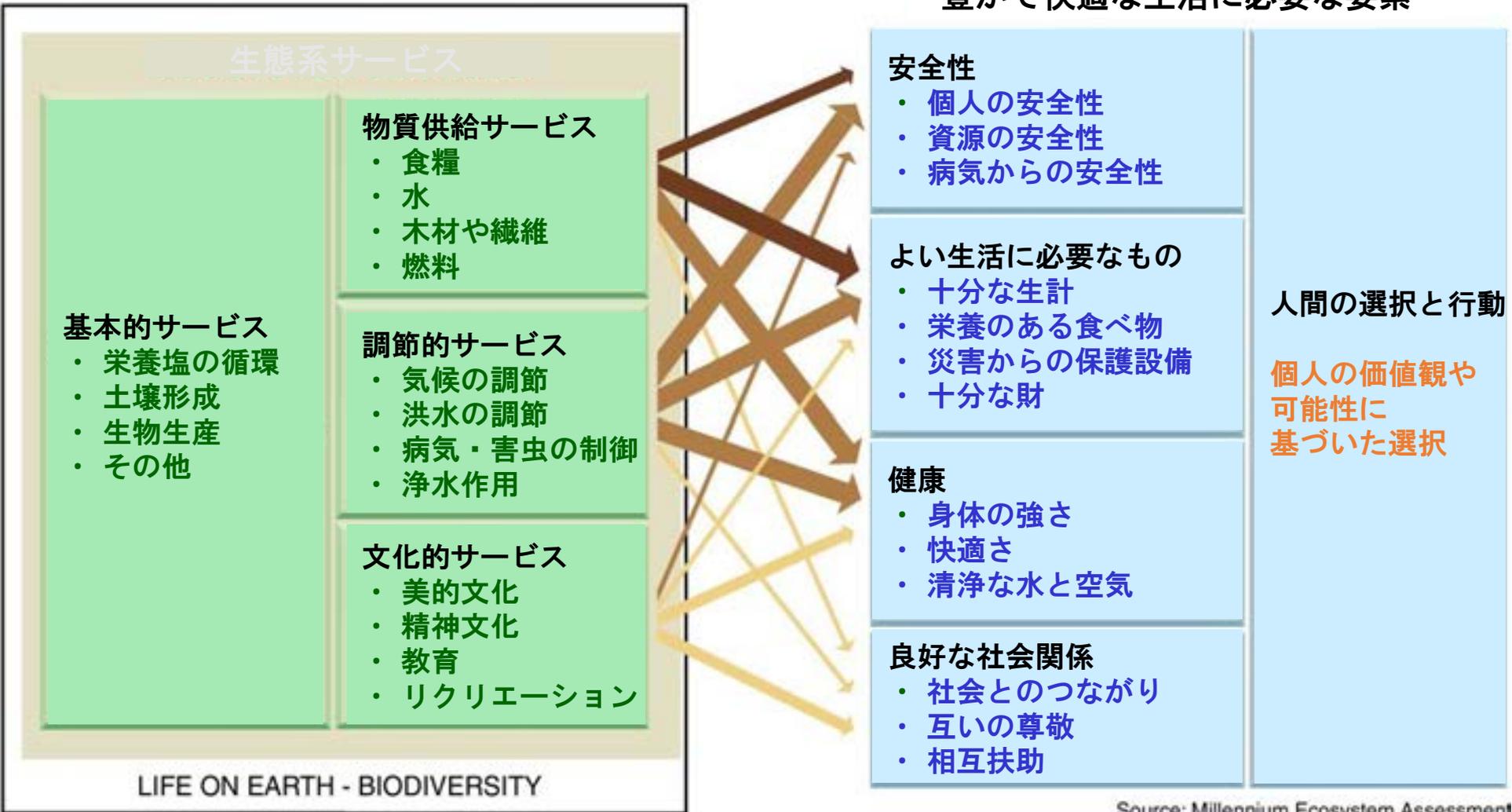
他の生態系サービスを支えるサービス

土壌形成

栄養塩循環

一次生産

生態系の劣化は人間生活にどう影響するか



矢印の色の濃さは、社会経済的な結びつきの強さ、
矢印の太さは生態系サービスとの結びつきの強さを示す



名古屋市も
ハチについて啓発活動

ドイツの議論も紹介

出典 (公財) 名古屋国際センター (NIC)



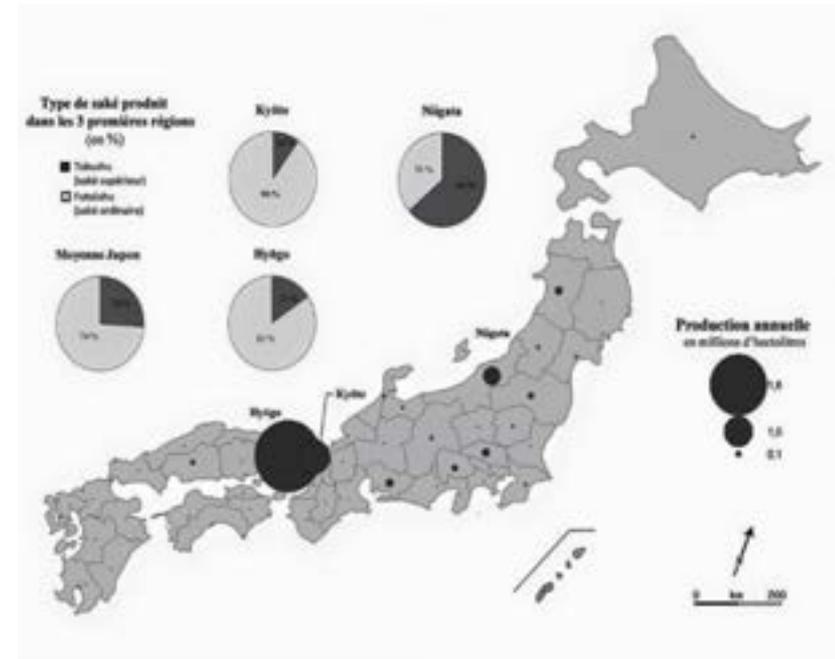
出典 豊岡市

特定名称酒をめぐる動き

清酒の製法品質表示基準

分類1	特定名称酒		普通酒	
分類2	純米酒系	本醸造酒系	普通酒系	
使用原料	米・米麹	・米・米麹 ・規定量内の醸造アルコール	・米・米麹 ・規定量外の醸造アルコール ・その他原材料	
精米歩合	規定なし	1：純米酒	普通酒	
	70%以下			5：本醸造酒
	60%以下	2：特別純米酒		6：特別本醸造酒
		吟醸系：固有の香味（吟醸香）を帯び、色沢が良好なもの		
50%以下	3：純米吟醸酒	7：吟醸酒		
	4：純米大吟醸酒	8：大吟醸酒		
アルコール添加	なし	あり		

特定名称酒と普通酒の産地割合



全国の伝統野菜の例





千年の都、京都が
大切に大切に
守り育ててきた京野菜
なかでも
マーク付きの京野菜は
品質を厳選された
ほんものの京都産京野菜の証です

あなたに 京野菜



- みず菜
- 壬生菜
- 丸葉ねぎ
- 京たけのこ
- 伏見とうがらし
- 万願寺とうがらし
- 買茂なす
- 京山科なす
- 蛸ヶ谷かぼちゃ
- 紫ずきん
- 聖護院だいこん
- やまのいも
- えびいも
- 金時にんじん
- 堀川ごぼう
- くわい
- 花菜
- 丹波くり
- 京都大納言小豆
- 新丹波黒大豆
- 京たんご菜



特別講師・徳川宗家・第十八代の当主

徳川恒孝氏
記念講演会

練馬だいこん と將軍



下練馬(北町)は、
練馬だいこんの発祥の地
(産地直取り)

特別講師
徳川恒孝氏
山梨学院大学 徳川記念財団 理事長
学校法人徳川学園 理事長

講師
龍澤 潤
京田原京毛タン製 副社長
東京大学 教授

先着
250名様

開催日時/
平成29年
10月22日(日)
午後2時より

開催場所/
北町小学校 体育館



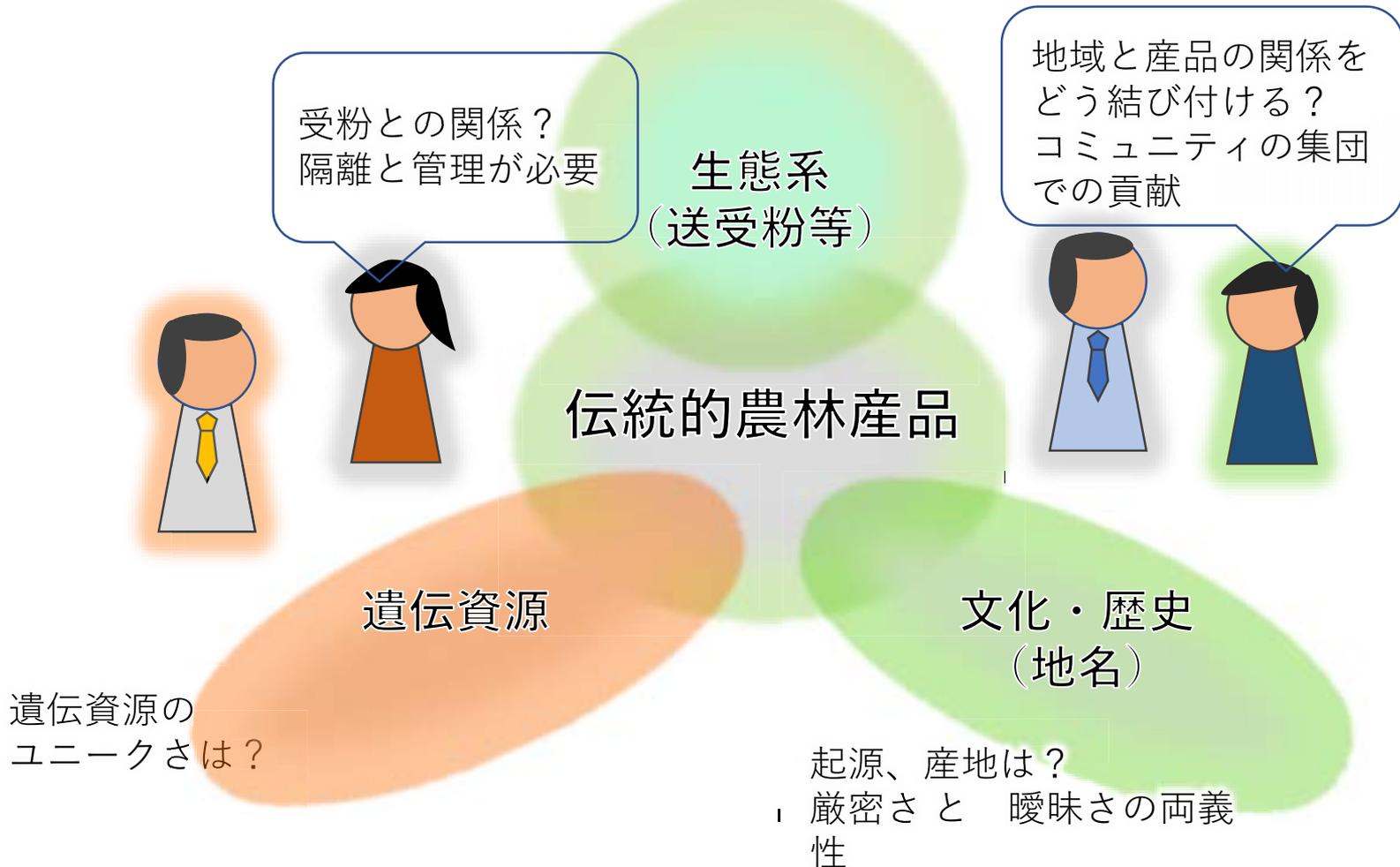
練馬大根献上図 大森 輝秋 筆
恒孝・徳川綱吉に、土地の百姓金内蔵が練馬大根を献上している絵です。巻末には、下練馬(北町)の現在の様子で、代々練馬の歴史に書かれています。この絵巻を、平成30年度に再現しようとする際の資料的記録資料となりました。

お問い合わせ先 FAXにて!
www.kyoto-kyonosaihai.com
FAX: 075-222-0000

特別ある地域づくりを支援します。
主催: 下練馬町民会連合会 後援: 学校法人徳川学園

なぜ伝統野菜か？

- 産品の文化的、遺伝的側面と生態系との関連性
- **資源分配における論点**（資源のユニークさ、地産地消、産品の文化的特性...）
- 文化的側面からもアプローチも必要



SATOYAMA イニシアティブとは？

- 持続可能な土地利用(*)の推進・支援を目的とした国際的イニシアティブ
- 人類の幸福な暮らしの維持向上と生物多様性条約の3つの目的への貢献

* その結果形成される地域を、社会生態学的生産ランドスケープ (Socio-ecological production landscape (and seascape): SEPL)と総称しています。



(参考) 社会生態学的生産ランドスケープ(SEPL)のイメージ図

出典: JSSA "Satoyama-Satoumi Ecosystems and Human Well-Being"

生物多様性条約とは？

COP15

日程がやっと発表！



2020年10月に開催予定であったCOP15 昆明
COVID19 のため延期

→ 2021年 10月11日～24日の日程で開催決定
(3月18日に発表)

生物多様性条約

COP10

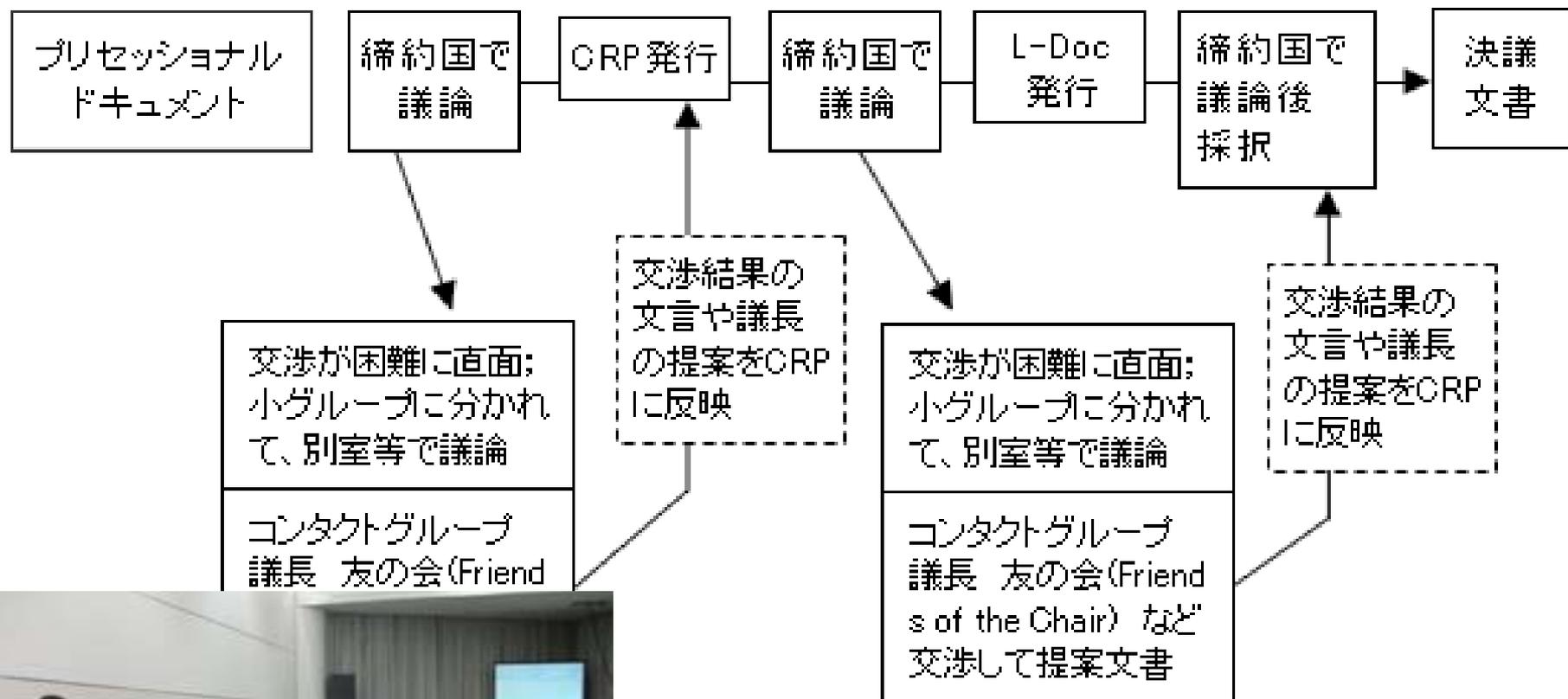
2010年 10月

の様子









生物多様性 COP12
韓国 平昌(ピョンチヤン)

2014年 10月



著者 撮影



著者 撮影

生物多様性条約の目的

- 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- 生物資源を持続可能であるように利用すること
- **遺伝資源**の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること
[略してABS
Access and Benefit Sharing]
(CBD 第1条)

持続可能な開発のための取り決め



基礎用語

- CBD
生物多様性条約
- COP
締約国会議
- Convention on Biological
Diversity
- Conference of the Parties
(to the CBD)

COP 締約国会議

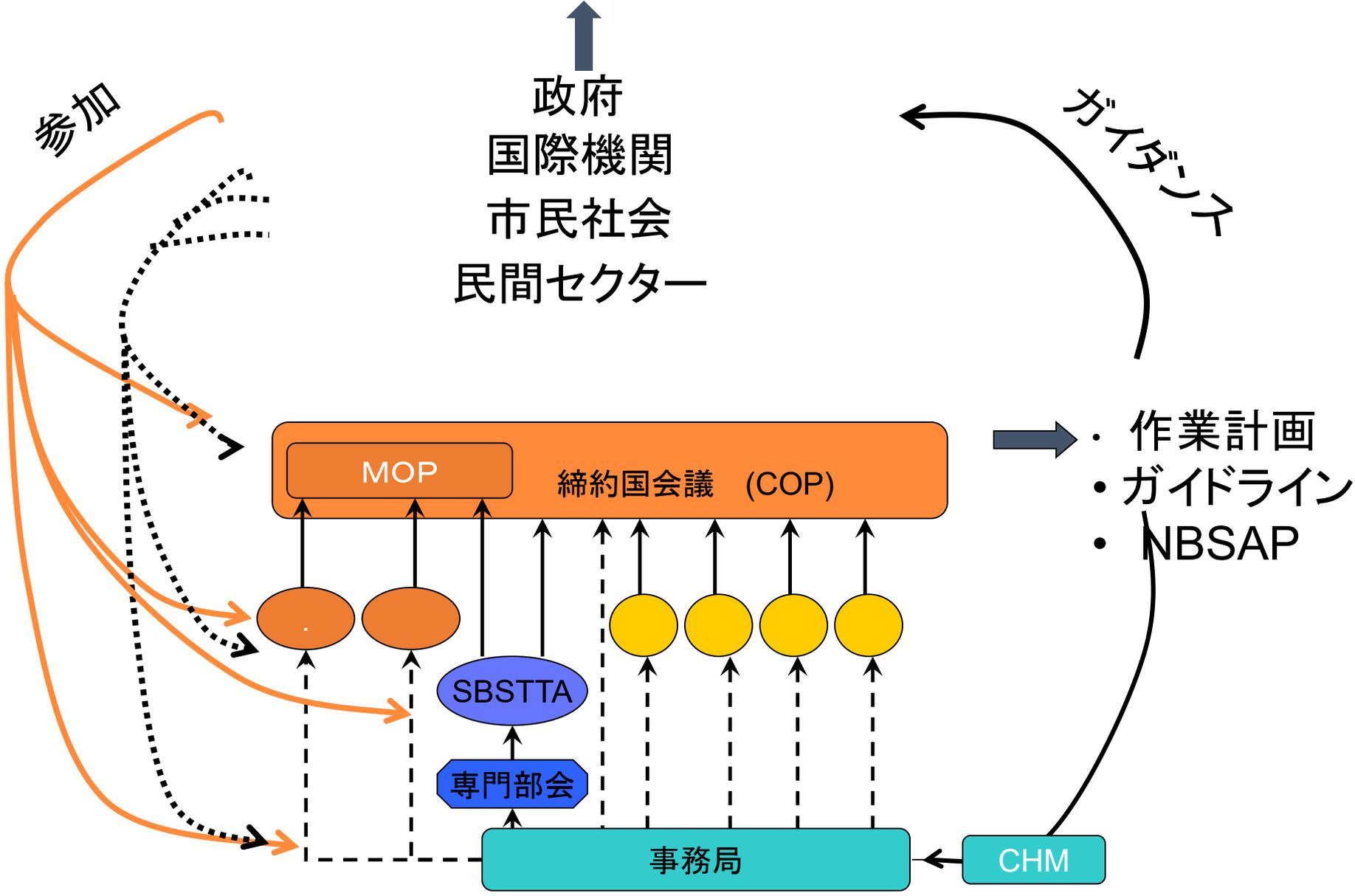
- 最高決定機関
- 生物多様性条約は 2年に一度開催
2010年は、第10回締約国会議 UNFCCCとは頻度が異なるので数字が低い
- 議長国:開催後から2年
2010年に開催すれば 2010–2012年に議長国
2021年開催は 2021~23年(次のCOP)まで

実施

政府
国際機関
市民社会
民間セクター

ガイダンス

参加



MOP

締約国会議 (COP)

- ・ 作業計画
- ・ ガイドライン
- ・ NBSAP

SBSTTA

専門部会

事務局

CHM

生物多様性条約の目的

- 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- 生物資源を持続可能であるように利用すること
- 遺伝資源の利用から生ずる利益を公平かつ衡平に配分すること
[略してABS]

(CBD 第1条)

持続可能な開発のための取り決め



ABSの内容

- ABSとは？
 - 「**遺伝資源**」の取得（Access）とその利用から生じた利益の配分（Benefit-sharing）の英語の略称。（生物多様性条約の目的の一つ）
- 「遺伝資源」とは？
 - 生物（動植物、微生物）が持つ遺伝子の特性に注目した場合の呼称。
- 利益配分(Benefit-Sharing)とは？
 - 「利益(benefit)」には、金銭的利益と非金銭的利益の両方を含む。
- なぜ「利益配分」が必要？
 - 生物多様性を保全し、持続的な利用を可能にするためのインセンティブ。（生物多様性条約の目的）

COP10での主要成果

- **Post-2010目標（愛知目標）の設定**
- **ABSの国際制度（名古屋議定書）**

持続可能な開発目標 (SDGs) (2015年採択)
(2016-2030)

2010年目標
(2002-2010)
「生物多様性の損失速度を
2010年までに顕著に減少さ
せる」 (2002、COP6)

愛知目標
(2011-2020)
(2010 COP10 [日本])

ポスト愛知目標
(2021 COP15 [中国])

「2010年目標は達成されず、
生物多様性は引き続き減少
している」 (2010、GBO3)

国内外の達成状況評価
国際的評価：GBO5、IPBES
(2012年設立) のアセス
メント2019発表等 / 国内
の評価

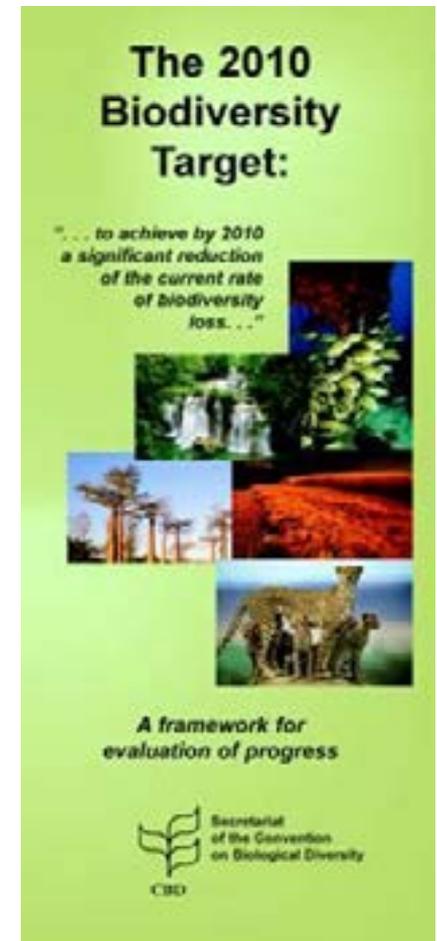
国際会議
(SBSTTA等)、
日中韓生物多
様性政策対話
等

国別目標検討
中間審査
次期国家戦略

2010年 目標

2010年までに生物多様性の
現在の損失速度を顕著に減少させる

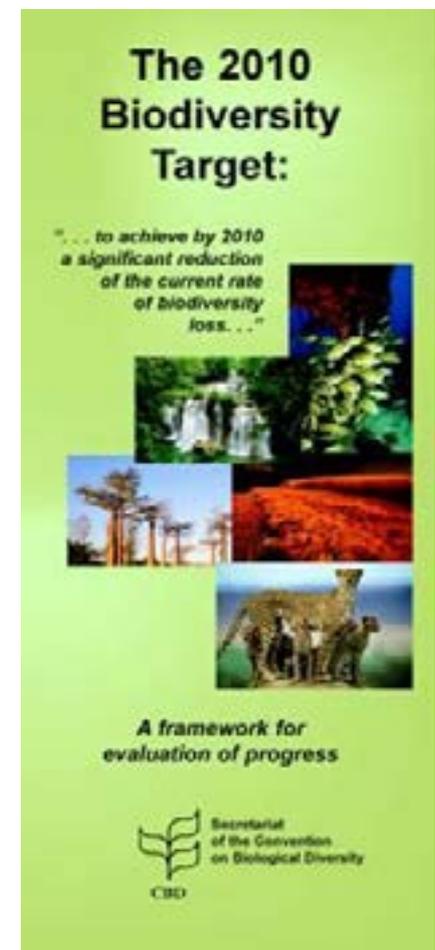
- 世界、地域、国家レベルにおいて、貧困の緩和と地球上のすべての生命のために
- 2002年開催の生物多様性条約
第6回締約国会議で採択された目標
- 持続可能な開発に関する世界首脳会議
ヨハネスブルグ・サミット でも承認



2010年はどんな年？

2010年目標 未ダ達成セズ. . .

愛知目標 2020年
に先送り
↓
将来世代に先送り



なぜ失敗？ 2010年 目標 G B O 3

資源・技術が足りない！

- 人的・技術的な課題

⇒ 愛知目標

- 科学的な情報へのアクセス

⇒ IPBES / SBSTTAの改善

- 意識の欠如 一般・政策決定者
主流化の欠如

⇒ 愛知目標

- 意思決定の細分化
(省庁間のコミュニケーションの課題)

⇒ 愛知目標

- 経済評価の欠如

⇒ T E E B

SATOYAMA イニシアティブとは？

- 持続可能な土地利用(*)の推進・支援を目的とした国際的イニシアティブ
- 人類の幸福な暮らしの維持向上と生物多様性条約の3つの目的への貢献

* その結果形成される地域を、社会生態学的生産ランドスケープ(Socio-ecological production landscape (and seascape): SEPL)と総称しています。



(参考)社会生態学的生産ランドスケープ(SEPL)のイメージ図

出典: JSSA "Satoyama-Satoumi Ecosystems and Human Well-Being"

2011-2020
United Nations Decade on Biodiversity



生物多様性条約

COP10以降の 成果と愛知目標

 環境省
Ministry of the Environment

環境省

ポスト2010年目標(「愛知目標」)の概要

◆ 2020年までに生態系サービスが弾力性を備え、継続的にそのサービスが提供されることを確保するため、**生物多様性の損失を止める(to halt)緊急かつ効果的な行動をとる**

目標1	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。
目標2	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。
目標3	遅くとも2020年までに、国内の社会経済状況を考慮に入れて、生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止され、段階的に廃止され、又は負の影響を最小化又は回避するために改革され、また、条約と関連する国際的な義務に整合する形で生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
目標4	遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分な範囲内に抑える。
目標5	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
目標6	2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水性植物が持続的かつ法律に沿って管理、収穫され、生態系を基盤とするアプローチを適用し、それによって過剰漁獲を避け、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の影響が、生態学的限界の安全な範囲内に抑えられる。
目標7	2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
目標8	2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。
目標9	2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入と定着経路を管理するための対策が講じられる。
目標10	2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。
目標11	2020年までに、少なくとも 陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域・海域の10% 、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。
目標12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。
目標13	2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。
目標14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
目標15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
目標16	2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。
目標17	2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
目標18	2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。
目標19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。
目標20	少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく 資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべき である。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

愛知目標 未達
判定をした
GB05

警鐘を鳴らした
IPBES

GB05

International Day for Biological Diversity 2020



22 MAY 2020
**INTERNATIONAL DAY FOR
 BIOLOGICAL DIVERSITY**
Our solutions are in nature

The International Day for Biological Diversity on 22 May and its theme "Our solutions are in nature" was preceded by a week of daily themes and events, highlighting the crucial role nature plays in addressing climate change, food security and health.

The 2020 World Environment Day and its theme "Time for nature" served to focus global attention on the critical role biodiversity plays in providing the essential infrastructure that supports life and development.

Learn more: <https://www.cbd.int/ids/2020>

Global Biodiversity Outlook 5

Global Biodiversity Outlook 5



The fifth Global Biodiversity Outlook, the CBD's flagship report and the leading UN report on biodiversity, provided a status report on action we need to take, where we stand, where we need to go, and outlined eight major transitions needed to slow, then halt nature's accelerating decline.

While the report found that none of the Aichi Biodiversity Targets had been fully achieved, with only six targets being partially met, it also highlighted progress in several areas. In fact, where action has been implemented, they delivered results. Bright spots include extinctions prevented by conservation, more lands and oceans protected, and fish stocks bouncing back in fisheries. Policy measures do work. But we must do more.

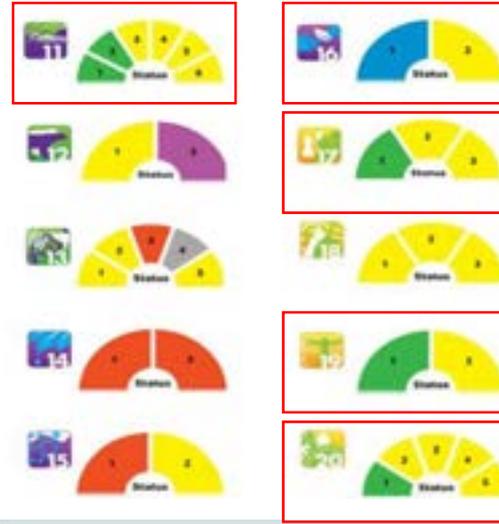
GB05とは

- 生物多様性条約事務局が発行する定期的な評価の一つ(COP2決定に基づく)
- 第1版2001年、第2版2006年、第3版2010年、第4版2014年発行
- 科学技術助言補助機関(SBSTTA)に諮問しつつ、生物多様性の状態や、計画・目標到達状況評価
- **ポスト2020枠組みづくりにおいて、IPBESの報告書と共に現状把握・将来予測の重要な基礎情報**

GB05による愛知目標の達成状況評価



名古屋議定書に関する目標16など
では一部達成



- 目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
- 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組込まれる。
- 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
- 目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
- 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
- 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
- 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。**
- 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

- 目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。**
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
- 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。**
- 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。**
- 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
- 目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。**
- 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。**

愛知目標の達成状況評価 (日本)

- 日本の達成項目は、9、11、16～20の7つの目標
- 目標18(伝統的知識の尊重、主流化)は、グローバルには未達だが日本では達成
- 2018年の国別報告で日本は進捗不十分と評価された目標9(侵略的外来種の制御・根絶)、目標11(陸域・海域の保護地域の保全)は、2021年の点検結果では達成したと再評価された

目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。 目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。	目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。 目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。
--	--

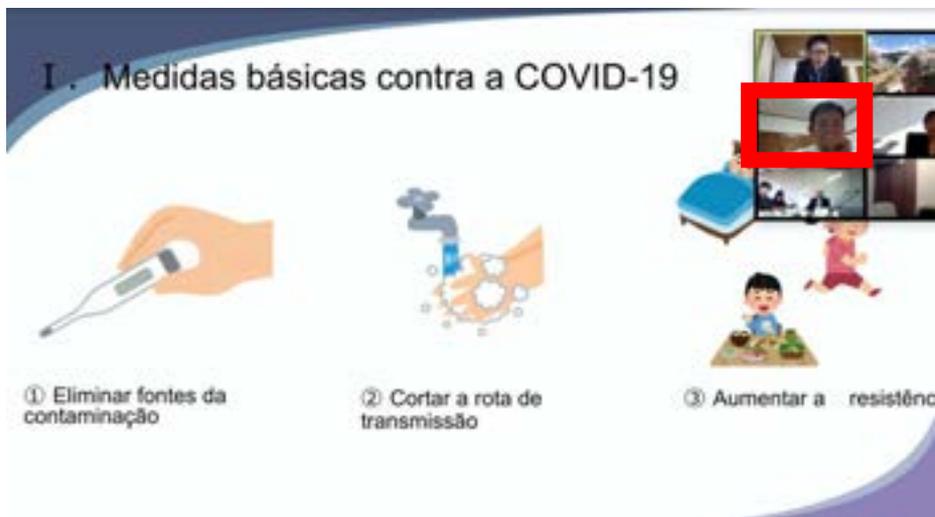
愛知目標に関する取り組みの成功事例 (グローバル)

- 森林伐採面積 2010年平均値と比較して、過去5年は**33%減少**
- 外来哺乳類の駆除事例が**200件**（2011年から）、236の固有種の生態を改善
- 保護地域面積は、**陸域10%から15%、海域3%から7%に拡張**。2020年前の各国の公約が実現されれば、愛知目標11の面積目標達成。
- 生物多様性上重要な生息地の保護地域でのカバー率が、**2000年29%から、43%に上昇**
- **2700万ヘクタールの土地が自然再生**された（ただし、再生すべき土地のわずか2%に相当）
- 生物種分布情報（Global Biodiversity Information Facility収集情報）が、14億件に拡大。過去**10年で7倍**となった。
- 生物多様性に対する資金支援は年間93億ドルで、2010年以前と比較して**倍増**した。

教訓と課題

- 生物多様性の、直接要因と、間接要因への取組の強化。政府や経済・社会セクターとの、相互作用/全体的なアプローチの強化
- ジェンダーや先住民地域共同体の、ステークホルダーとしての役割の強化と、プロセスへの統合
- 全省庁横断型のツールとしての、国家戦略の強化
- よりよく設計された目標や達成値（ターゲット）、特に数的目標の設定、
- 生物多様性国家戦略含む、計画と、実施の間の時間差をなくす
- 国による意欲度向上の必要性と、各国の活動の定期的な評価
- NBSAP含む、順応的な実施や計画管理

在ブラジル日本国大使館のオンライン専門家会議(Webinar on COVID-19) (共催：PAHO(汎米保健機構)およびブラジル保健省)
(2020年7月31日)



日本側出席者：大曲貴夫国立国際医療研究センター病院センター長、岡部信彦川崎市健康安全研究所所長、**香坂玲名古屋大学大学院環境学研究所教授**

URL:
https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00184.html

IPBES 7 2019報告書

自然が
もたらすもの
の変化

(NCP:
Nature's
Contribution
to People)

14項目で減少

Fig 1. (SPM)
1970-現在の
自然がもたらす
ものの変化

環境調節的NCP

非物的NCP

Nature's contribution to people	50-year global trend	Directional trend across regions	Selected indicator
1 Habitat creation and maintenance	↓ ↓ ↓ ↓	○ ○ ○ ○	• Extent of suitable habitat • Biodiversity intactness
2 Pollination and dispersal of seeds and other propagules	↓ ↓ ↓ ↓	○ ○ ○ ○	• Pollinator diversity • Extent of natural habitat in agricultural areas
3 Regulation of air quality	↓ ↓	↑ ↓	• Retention and prevented emissions of air pollutants by ecosystems
4 Regulation of climate	↓ ↓	↑ ↓	• Prevented emissions and uptake of greenhouse gases by ecosystems
5 Regulation of ocean acidification	→	↑ ↓	• Capacity to sequester carbon by marine and terrestrial environments
6 Regulation of freshwater quantity, location and timing	↓ ↓	↑ ↓	• Ecosystem impact on air-surface-ground water partitioning
7 Regulation of freshwater and coastal water quality	↓ ↓	○ ○	• Extent of ecosystems that filter or add constituent components to water
8 Formation, protection and decontamination of soils and sediments	↓ ↓	↑ ↓	• Soil organic carbon
9 Regulation of hazards and extreme events	↓ ↓	↑ ↓	• Ability of ecosystems to absorb and buffer hazards
10 Regulation of detrimental organisms and biological processes	↓ ↓ ↓ ↓	○ ○ ○ ○	• Extent of natural habitat in agricultural areas • Diversity of competent hosts of vector-borne diseases
11 Energy	↓ ↓ ↓ ↓ ↑	↑ ↓	• Extent of agricultural land – potential land for bioenergy production • Extent of forested land
12 Food and feed	↓ ↓ ↓ ↓ ↑	↑ ↓	• Extent of agricultural land – potential land for food and feed • Abundance of marine fish stocks
13 Materials and assistance	↓ ↓ ↓ ↓ ↑	↑ ↓	• Extent of agricultural land – potential land for material production • Extent of forested land
14 Medicinal, biochemical and genetic resources	↓ ↓ ↓ ↓	○ ○ ○ ○	• Fraction of species locally known and used medicinally • Phylogenetic diversity
15 Learning and inspiration	↓ ↓ ↓ ↓	○ ○ ○ ○	• Number of people in close proximity to nature • Diversity of life from which to learn
16 Physical and psychological experiences	↓ ↓ ↓ ↓	○ ○ ○ ○	• Area of natural and traditional landscapes and seascapes
17 Supporting identities	↓ ↓ ↓ ↓	○ ○ ○ ○	• Stability of land use and land cover
18 Maintenance of options	↓ ↓ ↓ ↓	○ ○ ○ ○	• Species' survival probability • Phylogenetic diversity

生息域の形成と維持
送粉、種子散布等
大気質の調整
気候調整
海洋酸性化の調整
淡水の量、場所、タイミングの調整
淡水、沿岸域水質の調整
土壌、堆積物の形成、保護、除染
災害、極端事象の調整
有害生物、生物プロセスの調整
エネルギー
食料、肥料
資材、労働力
医薬品、生化学、遺伝資源
学習、インスピレーション
身体、心理的体験
アイデンティティ形成
将来の選択肢の維持

Keyword:

NCP: Nature's Contribution to People

IPBES第5回総会で加盟国より承認された概念で、地球規模評価報告と、今後すべての科学評価で使用されることが決定している

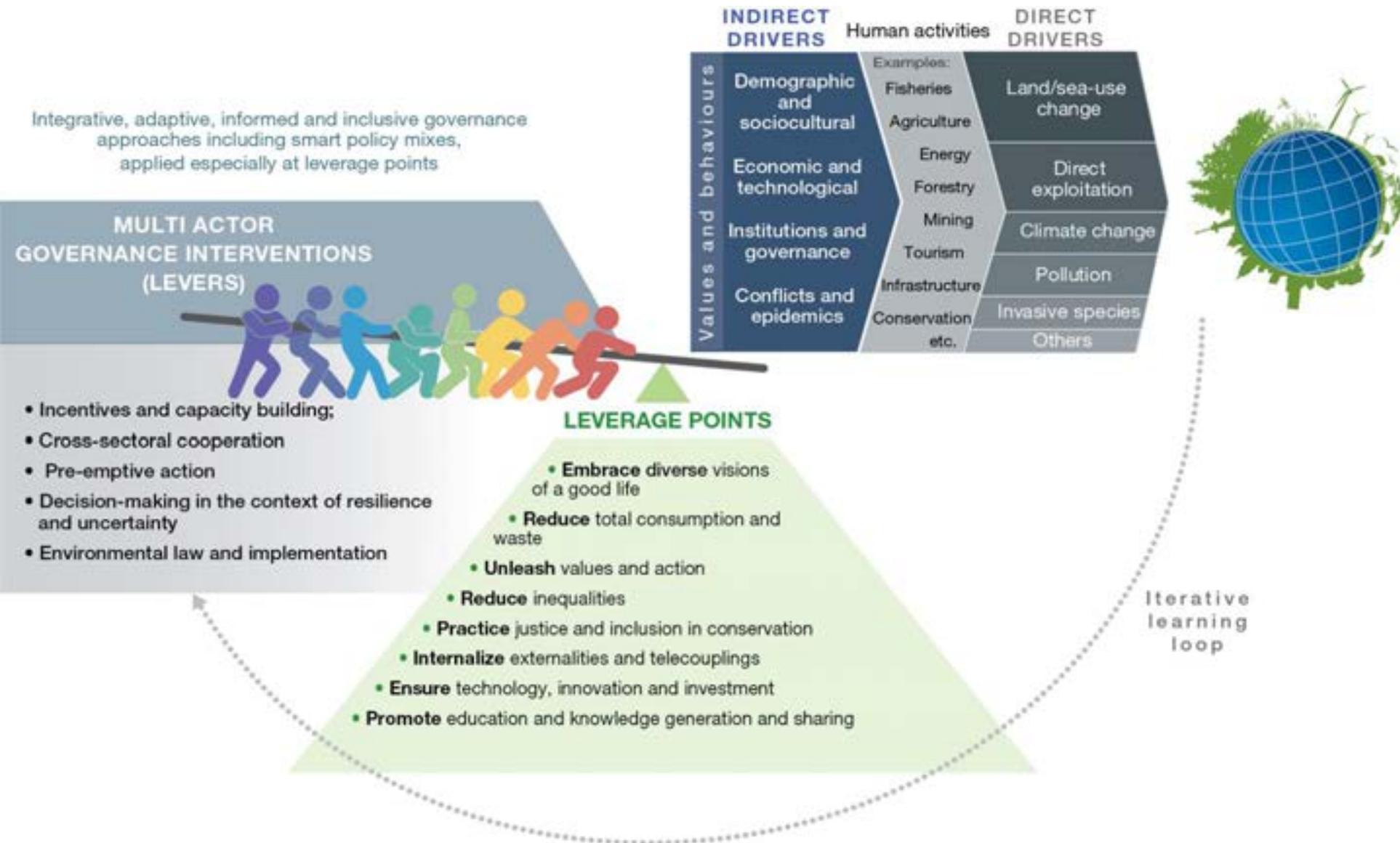
世界各地の人々が持つ文化的背景に起因する生態系サービスに対する見解の相違を超え、自然が人々の生活の質に与える影響の正負の影響をとらえるために提唱された概念

IPBESでは、

- ①物質的な寄与
 - ②非物質的な寄与
 - ③環境調節的な寄与
- として評価。

18の報告区分を定義。





IPBES (2019) Global Assessment Fig 9. (SPM)

現時点の進捗

(資料など中心に)

* 非開示でお願いします

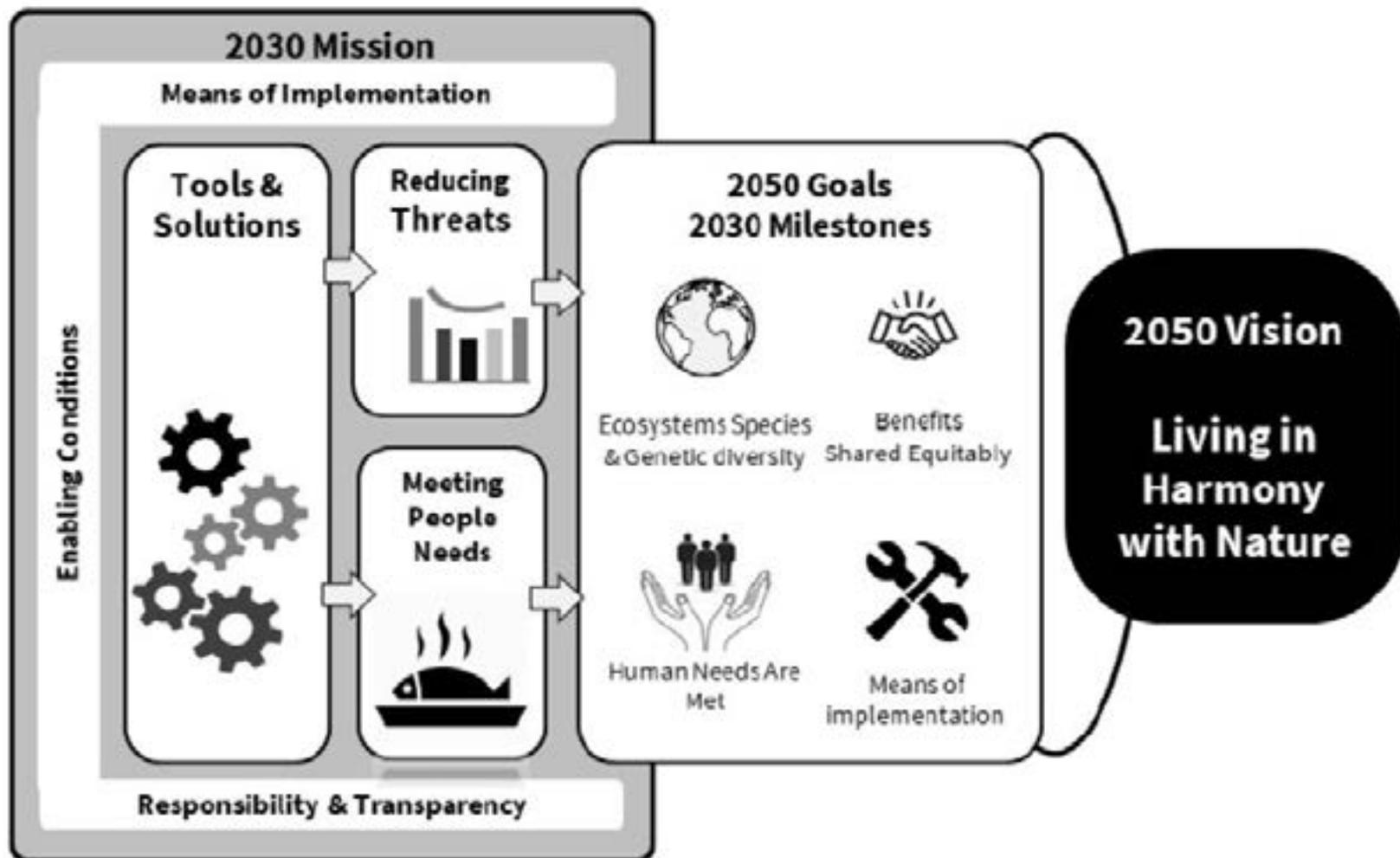
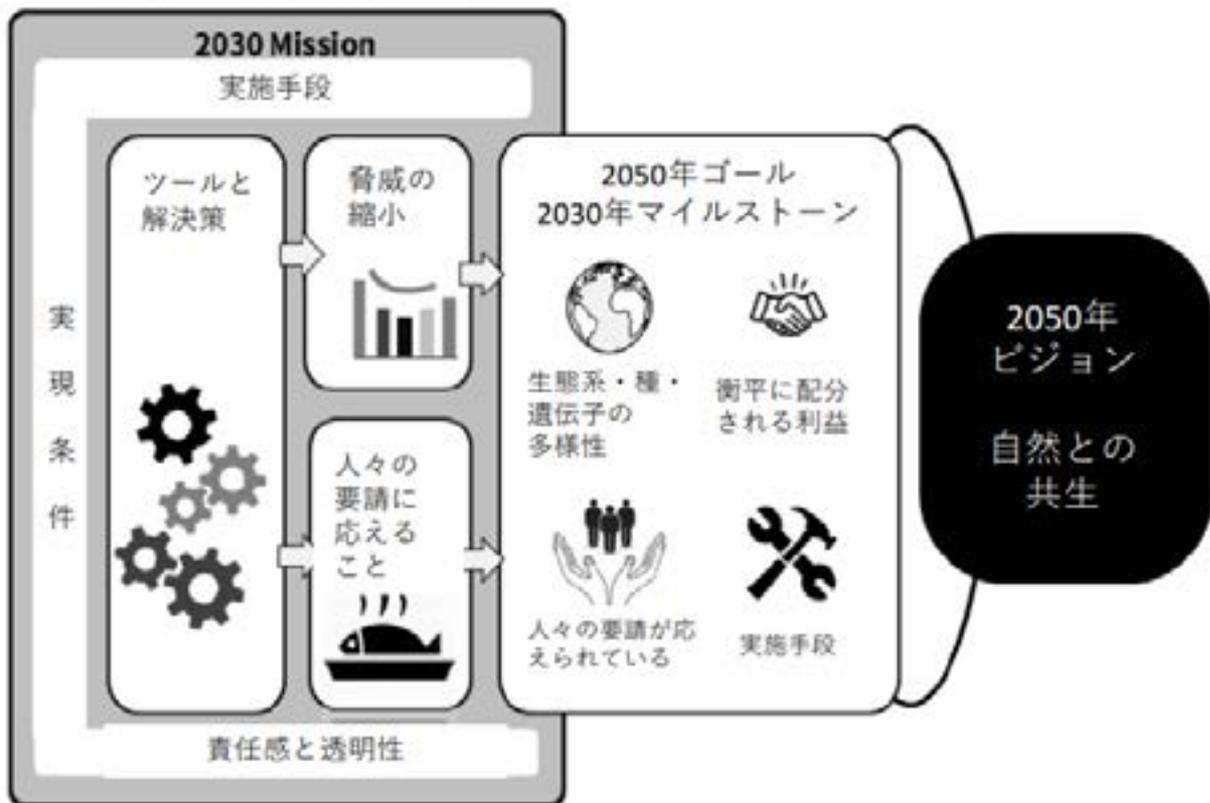


図 1. GBF の変革の理論

- 2050年ビジョン実現のために実施が必要な要素などが構造化された形で示されている。
- 計4つの2050年に向けたゴール（2050年ゴール）とそのゴールに向けた途中経過としての状態を示す2030年マイルストーン、2030年までに行うべき行動を示した計20のターゲット等が設定されている。
- 実施支援の仕組み（資源動員等）、実現条件、責任感と透明性、アウトリーチ・啓発と広報も含まれている。

GBF（案）の変革の論理（仮訳）



2050年ゴール：

「自然と共生する世界」を2050年に達成されるべき状態に落とし込んだもの。

参考：自然と共生する世界

(Living in Harmony with Nature)：

「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられている」世界

出典：Update of the zero draft of the post-2020 global biodiversity framework (CBD/POST2020/PREP/2/1)

ポスト2020生物多様性枠組 0.2 ドラフトの構造

C ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

E 2030ターゲット

E(c) ツールと解決策

13. 計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合

14. 持続可能な生産、サプライチェーンにより経済活動の影響[50%]削減

15. 持続不可能な消費をなくす

16. バイオセーフティ 措置の確立・実施により影響を[x]削減

17. 最も有害な補助金[x]削減、その見直し。奨励措置の生物多様性に有益性又は中立性の確保

18. 国内・国際資金[x%]増加、能力構築、技術、科学協力

19. 啓発、教育、研究により、YKを含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保

20. 生物多様性に関連する意志決定への衡平な参加、先住民、女性、若者の権利確保

F. 実施サポートメカニズム

G. 実現条件

H. 説明責任と透明性

I. アウトリーチ、啓発

E(a) 脅威の縮小

1. 陸域/海域の[50%]以上を空間計画下に置き、自然生態系の[x%]再生を可能にする。

2. 陸域/海域重要地域を中心に[30%]保護

3. 種の回復・保全、野生生物との軋轢[x%]減

4. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に

5. 外来生物侵入率[50%]減減少、優先度の高い地域での影響[50%]減少

6. 富栄養化[x%]、殺生物剤[x%]、プラスチック[x%]削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減

7. Nbs, EbAによる緩和・適応、防災・減災の増加

E(b) 人々の要請に応える

8. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保

9. 農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]減

10. Nbs, BbAにより[x百万人]にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献

11. 緑地、親水空間へのアクセス[100%]増加

12. ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[x]増加

ポスト2020 生物多様性枠組

B 2050ゴール

D 2030マイルストーン

(A) 生態系・種・遺伝的多様性

- (i) 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも[5%]増加
- (ii) 絶滅の恐れのある種の数[x%]減少、種の個体数[x%]増加

(B) 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- (i) 少なくとも[x]百万人のための持続可能な栄養、食料安全保障、飲料水アクセス、災害へのレジリエンスに貢献
- (ii) グリーン投資、国家勘定における生態系サービスの価値評価、公共・民間部門における財務状況の開示

(C) 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

- (i) ABSの仕組みが全ての国で確立
- (ii) 配分された利益が[x%]増

(D) 実施手段の利用可能性の確保

- (i) 2022年までに、~2030年までの
- (ii) 2030年までに、~2040年までの各々実施手段が特定またはコミットされる

A.

NOBODY LEFT BEHIND

自然と共生する世界

1. GBF案 2) 特徴

- **ゴール：**
 - － 3レベルの多様性（生態系・種・遺伝子）に関するゴール、人々への恩恵に関するゴール、利益配分とアクセス（ABS）に関するゴールに加え、実施手段についてもゴールが設定されている。
 - － 各ゴールに2030年の状態を示すマイルストーンを設定。
- **ターゲット：**
 - － 3テーマ（生物多様性への脅威の縮小、人々の要請に応える、ツールと解決策）で構成。
 - － 例えば、生物多様性への脅威の縮小では、生態系再生や保護地域、種の回復・保全、侵略的外来種、汚染、気候変動を扱っている。
- **ゴール・ターゲット（一部）に共通して、自然生態系の面積等の増加率（ゴールA）など具体的な目標となる数値を示す箇所がある。**

GBF案のゴール・ターゲット案 (概訳)

出典：生物多様性国家戦略第4回研究会資料1別添3（原文はUpdate of the zero draft of the post-2020 global biodiversity framework (CBD/POST2020/PREP/2/1) 参照）

2030年ターゲット

(c) ツールと解決策

13. 計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合
14. 持続可能な生産、サプライチェーンにより経済活動の影響[60%]削減
15. 持続不可能な消費をなくす
16. バイオセーフティ 措置の確立・実施により影響を[6]削減
17. 最も有害な補助金[6]削減、その見直し、奨励措置の生物多様性への有益性又は中立性の確保
18. 国内・国際資金[60%]増加、能力構築、技術、科学協力
19. 啓発、教育、研究により、伝統的知識を含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保
20. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

(a) 脅威の縮小

1. 陸域/海域の[50%]以上を空間計画下に置き、自然生態系の[10%]再生を可能にする。
2. 陸域/海域重要地域を中心に[30%]保護
3. 種の回復・保全、野生生物との軋轢[60%]減
4. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
5. 外来生物侵入率[50%]減少、優先度の高い地域での影響[50%]減少
6. 富栄養化[60%]、殺生物剤[60%]、プラスチック[60%]削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減
7. Nbs、EbsAによる緩和・適応、防災・減災の増加

(b) 人々の要請に応える

8. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保
9. 農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]減
10. Nbs、EbsAにより[6]百万人にとつての大気、災害、水の質と量の調剤に貢献
11. 陸地、淡水空間へのアクセス[100%]増加
12. Absにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[60%]増加

2050年ゴール 2030年マイルストーン

- (A) 生態系・種・遺伝的多様性
- (i) 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも[5%]増加
 - (ii) 絶滅の恐れのある種の数が [X%] 減少、種の個体数が [X%] 増加
- (B) 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの (NCP) を評価・維持・強化
- (i) 少なくとも [X] 百万人のための持続可能な栄養、食料安全保障、飲料水アクセス、災害へのレジリエンスに貢献
 - (ii) グリーン投資、国家勘定における生態系サービスの価値評価、公共・民間部門における財務状況の開示
- (C) 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分
- (i) Absの仕組みが全ての国で確立
 - (ii) 配分された利益が [60%] 増
- (D) 実施手段の利用可能性の確保
- (i) 2022年までに、～2030年までの
 - (ii) 2030年までに、～2040年までの各々実施手段が特定またはコミットされる

SBI3 非公式セッション 開催概要

2021年3月8日～12日、3月14日にかけてSBI3の非公式セッションがオンラインで開催され、SBI3の一部議題について多くの締約国とオブザーバー機関が意見を述べた。

1. 議題

以下のSBI3の議題が取り上げられた。

議題3 条約及び生物多様性戦略計画2011-2020の実施の進捗の点検

議題4 カルタヘナ議定書の有効性の評価及び点検

議題5 ポスト2020生物多様性枠組(GBF)

議題6 資源動員及び資金メカニズム

議題7 能力構築、科学技術協力、技術移転、知識管理及び広報

議題9 実施の報告、評価及び点検に係るメカニズム

議題10 条約と議定書の下にあるプロセスの有効性の点検

議題11 セクター内及びセクター横断的な生物多様性の主流化及び実施を強化するためのその他の戦略的行動

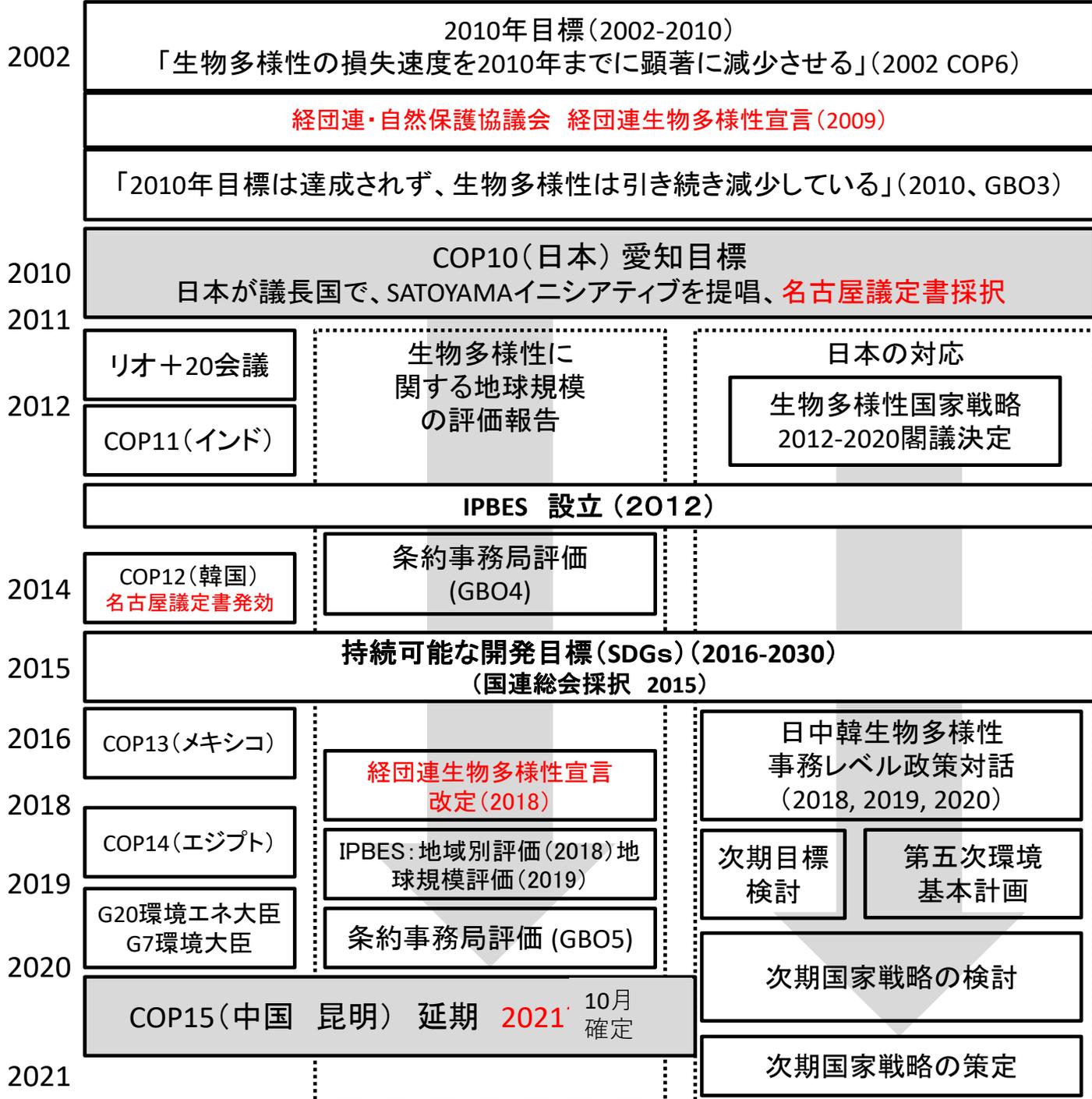
議題12 特定分野のアクセスと利益配分に関する国際文書

議題13 地球規模の多国間利益配分の仕組み(名古屋議定書第10条)

議題14 運営上の事項と予算

さあ、10月の結果は
どうなるのでしょうか？！

グローバルな動向 SDGsと愛知目標



ポスト2020生物多様性枠組・次期生物多様性国家戦略策定に向けた流れ

- 2020年を目標年とする愛知目標は、新たな目標がCOP15（2021年予定）で決定される。
- 次期生物多様性国家戦略は、新たな世界目標を踏まえて2021年度に策定する予定。

2010

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を愛知県名古屋市で開催

- 愛知目標(戦略計画2011-2020)採択
- 名古屋議定書採択



2012

生物多様性国家戦略2012-2020を閣議決定

COP12(韓国・ピョンチャン):愛知目標の中間評価(GB04)

2019

IPBES第7回総会(フランス・パリ)

生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書政策決定者向け要約の承認



国連生物多様性の10年

次期生物多様性国家戦略の検討プロセス(次期生物多様性国家戦略研究会)

- ◆ 環境基本計画、国内の科学的知見、生物多様性等の総合評価(JBO3)、現行国家戦略の最終評価(2021/1)等を踏まえて、生物多様性による社会変革の観点も含めて検討

2020

ポスト2020生物多様性枠組の検討プロセス

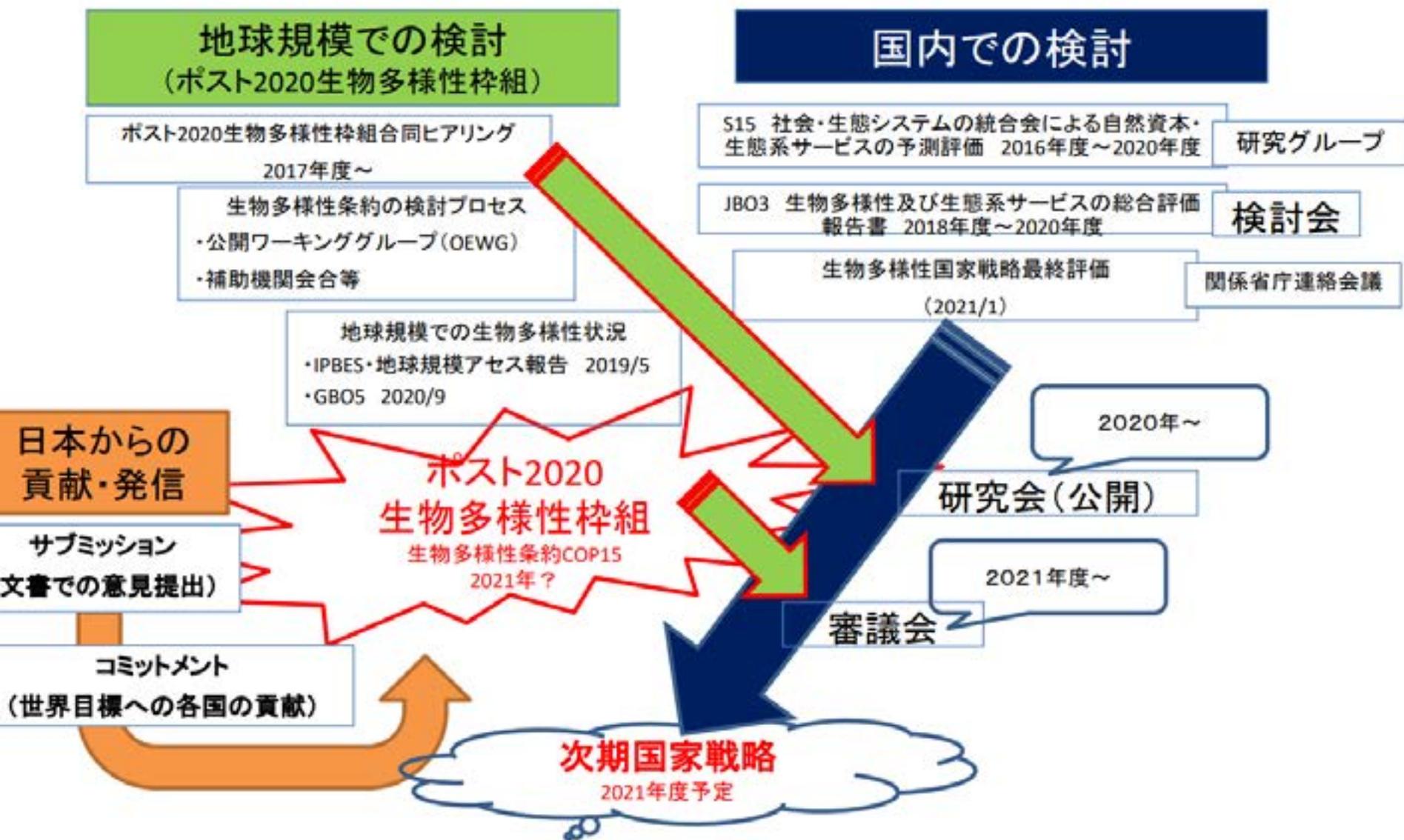
- 公開ワーキンググループ(OEWG:①2019/8+10、②2020/2ローマ、③(時期未定)カ)
- 地域別ワークショップ(アジア太平洋地域ワークショップを2019年1月に名古屋で開催)
- テーマ別ワークショップ
- パートナー組織による会合(ランドスケープアプローチに関する専門家テーマ別ワークショップを2019年9月に熊本で開催)
- 文書での意見募集
- 条約補助機関会合(SBSTTA23(2019/11)、SBSTTA24・SBI3(2021(時期未定)))
- 愛知目標の最終評価(GB05(2020/9))等

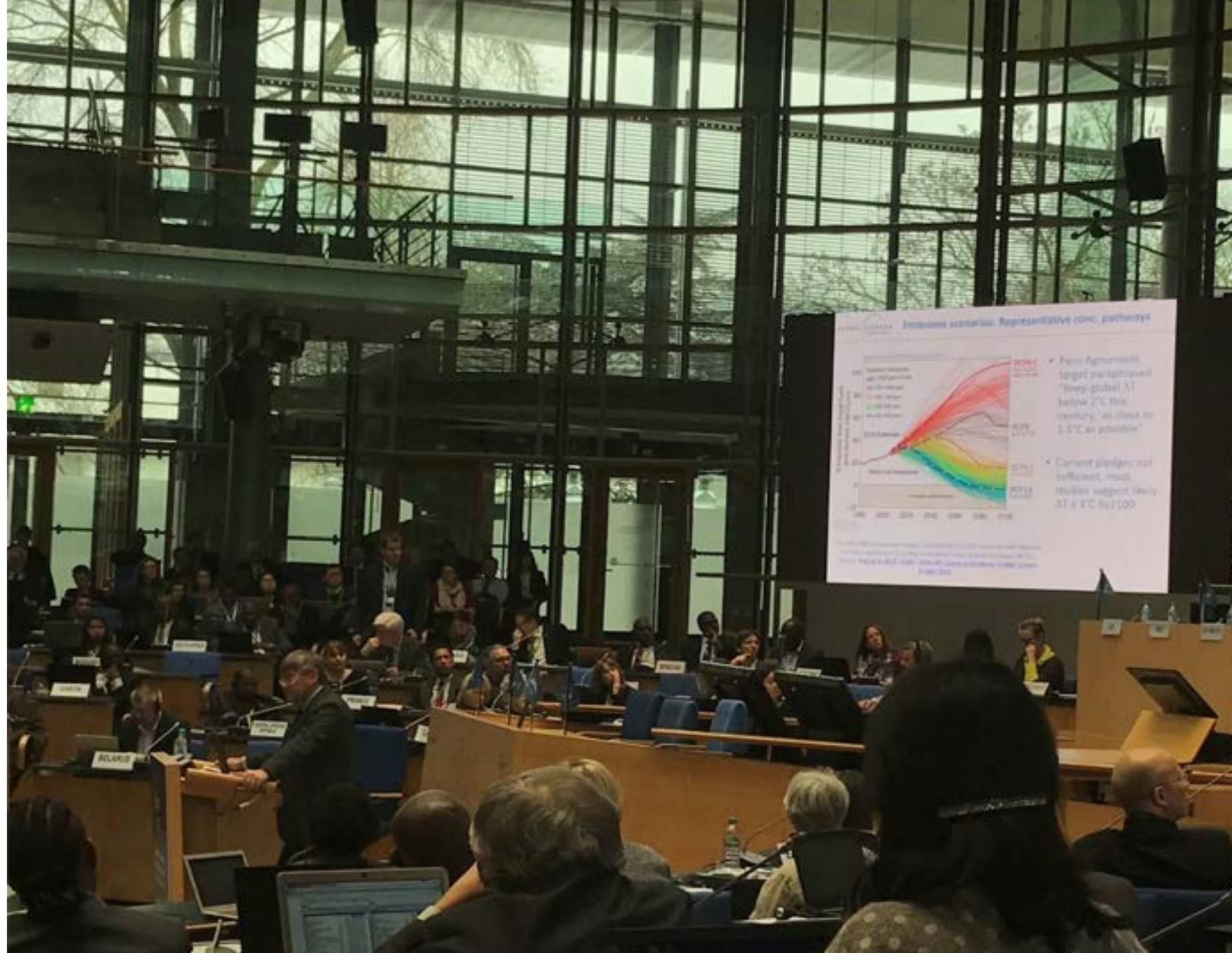
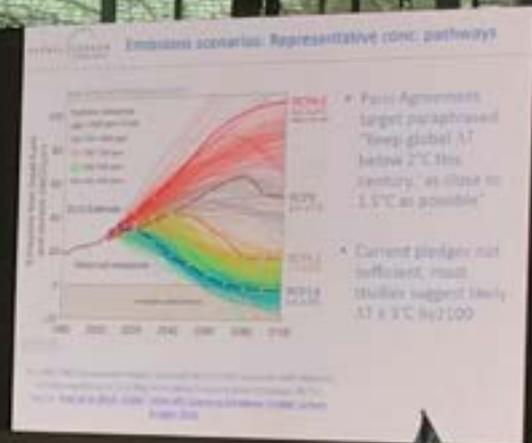
2021

COP15(中国・昆明):ポスト2020生物多様性枠組の採択及び関連する実施手段の検討

次期生物多様性国家戦略の策定

次期国家戦略検討のプロセス





SDGs

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

169

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

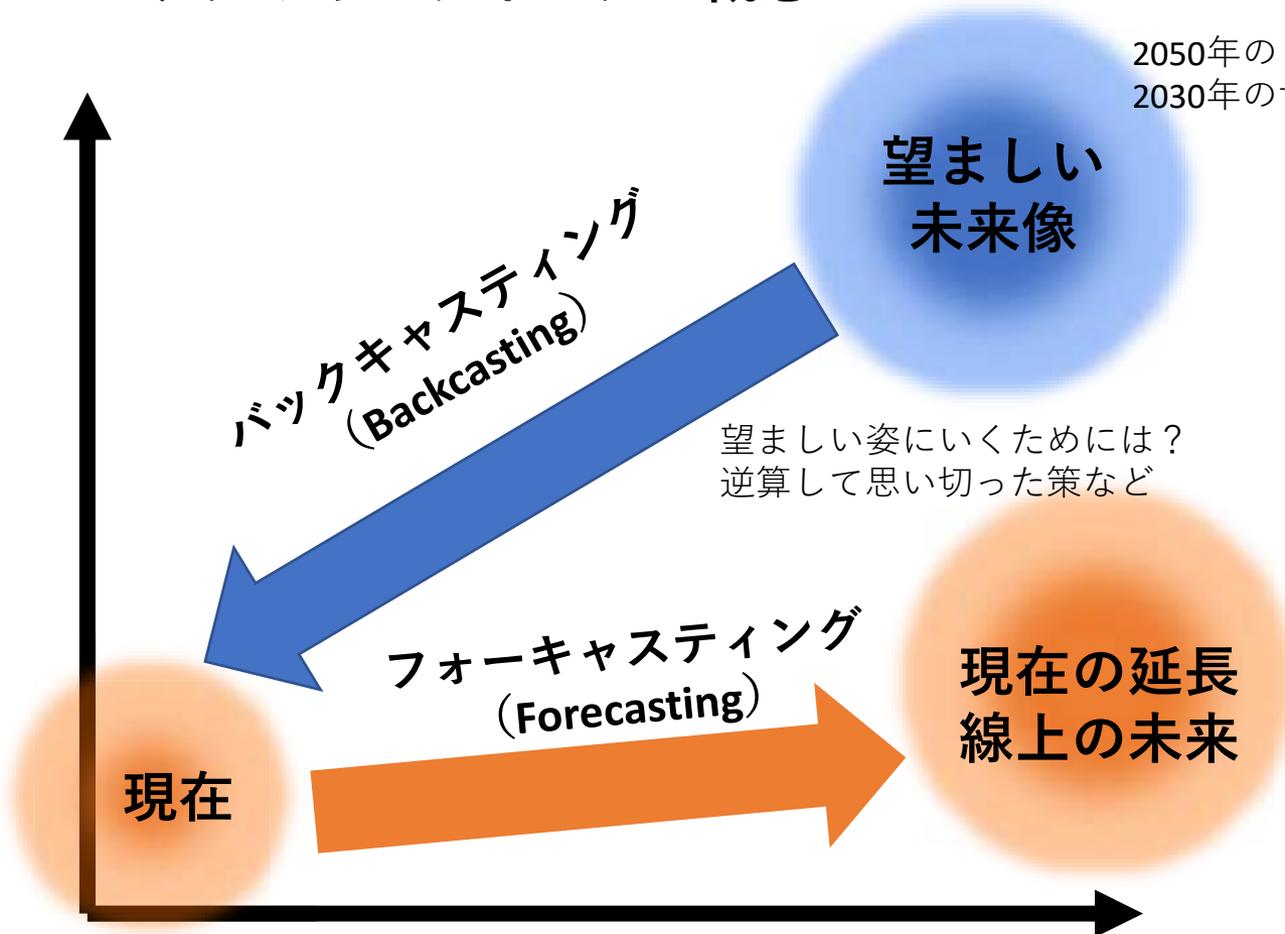


SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

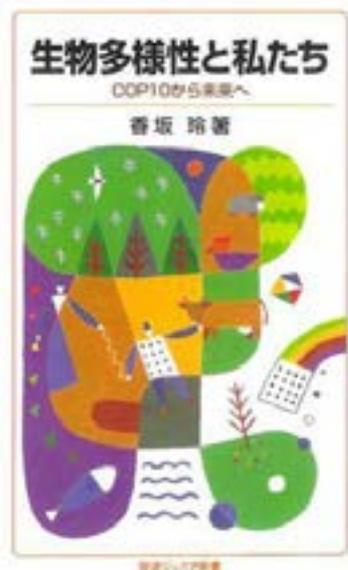
バックキャストिंगの概念

2050年の日本は？自然共生？
2030年の世界は？（SDGs）



4月7日
発刊!

ご清聴ありがとうございました



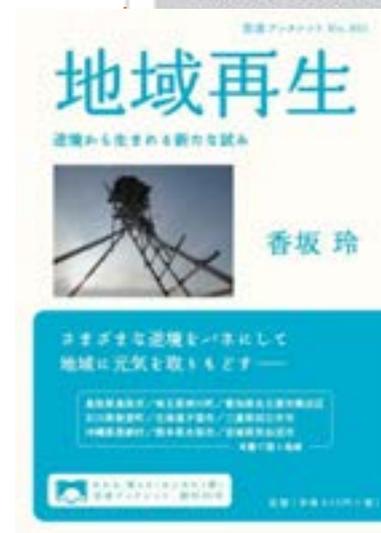
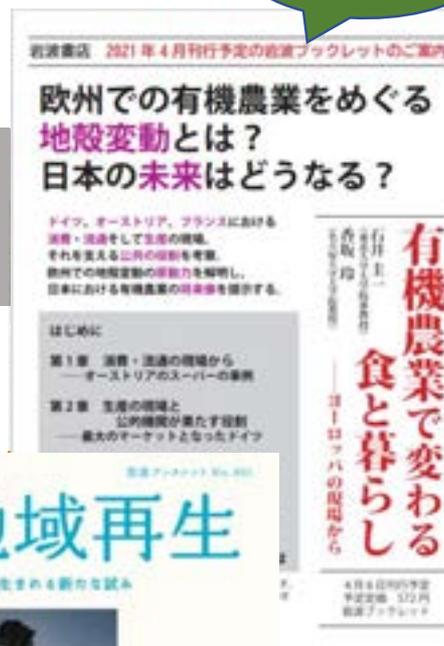
香坂 玲

電子メール: kikori36@gmail.com

HP: <https://kohsaka-lab.jp/>

Facebook

<https://www.facebook.com/kohsaka.jp>



4月に有機農業の本を上梓

香坂玲・石井圭一

『有機農業で変わる食と暮らし——
ヨーロッパの現場から』

岩波ブックレット
岩波書店

2021年4月の刊行

「愛知目標」はなぜ達成できなかったのか？ コロナとも関わる生物多様性の危機

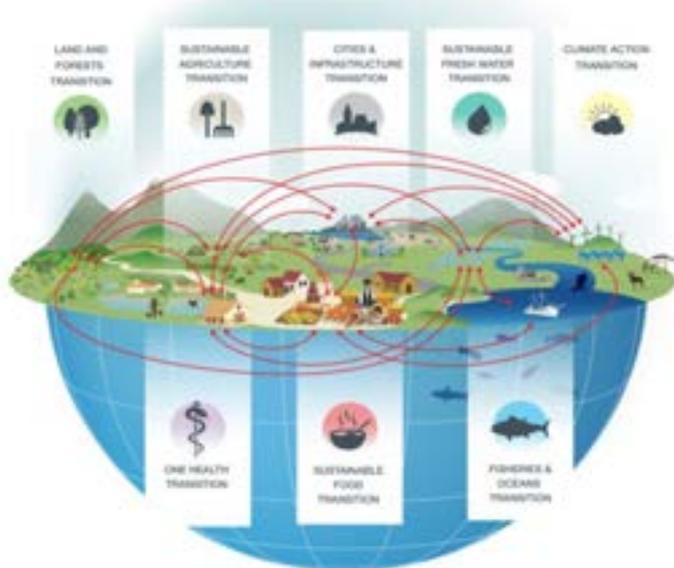
山口 誠人 | ジャーナリスト
2020/09/20(日) 6:00

ツイート シェア BI フォロワー

Global Biodiversity Outlook 5



愛知目標の進捗評価が示された国際報告「地球規模生物多様性観測年報 (GBO5)」



Report by Intergovernmental Science-on-policy Platform for Biodiversity and Ecosystem Services

報告書 (GBO5) で示された施策を管する6つの分野とその関連性を示す図。左下に斜めに積みつくヘビの絵とともに「ワンヘルス」が記されている

Yahoo!ニュース(2020年9月20日)

コロナ禍で注目される「ワンヘルス」の考え

ところで、生物多様性の国際目標が未達成だったのは、今回が初めてではない。2002年に「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」が立てられたものの、21あった個別目標は、やはりすべて達成されなかったのだ。

愛知ターゲットはその「落第」を踏まえての、いわば「追試」だったというのが生物多様性条約事務局で2年間、勤務した経験のある名古屋大学大学院環境学研究科の香坂玲教授だ。

試験に例えると、陸地や海の保護地域を設定する「保護区」関連は「もともと環境系の得意科目」で、今回も「そこそこ数字を上乗せできた」という。

しかし、問題は苦手科目の克服だ。香坂教授は「農林や観光、インフラ、金融」などを挙げ、「それらへの(環境セクターの)食い込み、横への広がりが足りなかった」と指摘する。つまり、課題を横断的に解決しなければ、いつまでたっても地球から“合格点”をもらえないというわけだ。

壮大でややこしい話のようだが、これは今まさに我々が直面している問題につながる。新型コロナウイルスだ。

コロナのような新興感染症は、その4分の3が動物由来とされている。今回の新型コロナも(人為起源説はひとまず除外して)コウモリ由来と考えられている。

人が環境を侵す(生物多様性を破壊する)ことで野生生物との距離が“密”になり、動物由来のウイルスが広がる。つまり環境の病、動物の病が人の病となる。

これまではそれぞれ環境学、獣医学、医学の問題だったが、これを一体的に捉える「ワンヘルス(アプローチ)」という考え方が注目され始めた。その流れの中でパンデミックを起こした新型コロナはまさに「生物多様性の直球ど真ん中の問題」だと香坂教授は言う



Deforestation

Disease outbreaks more likely in deforestation areas, study finds

Jonathan Watts

🐦 @jonathanwatts

Wed 24 Mar 2021 05.00 GMT

Outbreaks of infectious diseases are more likely in areas of deforestation and monoculture plantations, according to a study that suggests epidemics are likely to increase as biodiversity declines.

Land use change is a significant factor in the emergence of zoonotic viruses such as Covid-19 and vector-borne ailments such as malaria, says the paper, published on Wednesday in *Frontiers in Veterinary Science*.

生物多样性 战略·条例

巻頭言 末吉竹二郎

■特集

- ▶すべての地域にSDGsを推進していくために
／北原雅之
- ▶SDGsを具現化するための生物多様性地域戦略
／香坂 玲

■現地報告

京都府木津川市／山梨県小菅村

- ▶SDGsを活用し、「誰一人取り残さない社会」を実現しよう／新田英理子
- ▶SDGsに取り組みするための、具体的な方法とは
／高木 雄
- ▶SDGsカードゲーム体験型研修を採り入れるメリット／竹田法信

特集

市町村議員のためのSDGs入門



特集 2



名古屋大学大学院
環境学研究科 教授

こうさく ふう
香坂 玲

SDGsを具現化する ための生物多様性地域戦略

～理解から実行へ～

市町村議員のためのSDGs入門

Key Points

- 「非国家主体」として自治体の役割は重要
- SDGsと国連の生物多様性条約「愛知目標」は共通する
- 実践には複数の自治体の連携も有効

筆者は次期生物多様性国家戦略研究会に委員として参加しているが、そのなかで自治体の果たす役割について議論をすることも多い。国連の気候変動枠組条約や生物多様性条約のなかでも自治体の役割には注目が集まっており、「非国家主体」として民間企業、市民社会と合わせて、今後の持続性、環境の実践をけん引する主体として注目されている。2015年に採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)とは、多くの領域が自治体に関係す

るといってもいい。どのような社会や地域を目指すのか、まずはゴールや理想を設定し、それを達成するためにはどのようなことが必要となってくるのかを

考えてみよう。最近、自治体関係者のなかには、SDGs未定都市、自治体SDGsモジュール事業、地方創生SDGs官民連携プラットフォームなど一連の内閣府や関係省庁の事業で情報収集をしている担当者も多いことと思う。

各論に入る前に、まず全体をみることの重要性を強調したい。17のゴール、169のターゲット(指標とも関連)などが個別に注目されがちであるが、地方自治体、議会の方々が運用する際に考えていただきたいのは、「自分のエリアが総体としてより持続的にな

っているかどうか」というチェックである。一つのターゲットや指標に分けて、それだけを追いかけるというスタイルよりは、それが他の領域とどのようにつながっており、どこで相乗効果を生み出せるのか、どこに背反がありそうなのかを検討してもらうことが重要となる。「文芸春秋」「農林版」などで、分かれて議論をすることは、専門性や政策の特殊性の観点から合理性もあるが、SDGsやその前に数々と議論をされてきた、都市や地域の持続性を語る議論について、目指した精神や教訓を踏まえるということも大切だろう。



生物多様性を守る



山口祐佳さん
 山口市環境文化センター 環境文化推進員

【掲載写真: 山口市環境文化センター提供】

■生物多様性を守る

8 生物多様性を守る
生物多様性地域戦略と自治体
 ——次期国家戦略とローカルな実践

2008年の生物多様性基本法によって、生物多様性地域戦略の策定が自治体の強力な義務となったが、都道府県や政令市を除くと策定自治体は限られている。筆者や人材に制約がある中で、自治体は求められることは何か。



香坂 玲
 香坂玲大の環境文化センター 教授

はじめに: 自治体にとっての生物多様性条約 SODA

2010年に生物多様性条約のCOP10が、愛知県名古屋市中区で開催されて10年が経とうとしている。筆者は同条約事務局に冊林担当の職員として勤務し、2008年以降は生物多様性条約COP10を推進する自治体アドバイザーとして活動をしてきた。現在は、環境省に在るCOP25年以降の次期生物多様性

国家戦略研究の委員として活動している。また科学者としては、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学+政策プラットフォーム「IPBES」に参加し、科学と政策の対話に努力をしている。

2010年のCOP10の主要な成果は、2010年から2020年までの10年目標とする愛知目標と、名古屋議定書(正式名称「生物の多様性に関する条約の追加資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」の含意の二つ)があげられる。2014年に韓国で開催されたCOP12にて発効。

自治体は直接関係する法議もある。2008年の生物多様性条約第九回締約国会議において、鹿児島県であるシシガハネール

政令市の生物多様性保全（戦略）担当の人員数と地域戦略累積策定数の推移

